



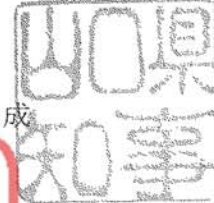
許可番号 第03550012636号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県廿日市市永原164番1
氏 名 株式会社きやま
代表取締役 木山 隆宏

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 二井 関 成



許可の年月日 平成23年5月24日

許可の有効年月日 平成28年5月23日



1. 事業の範囲

(1) 特別管理産業廃棄物の種類

裏面のとおり

(2) 事業の区分

積替え又は保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成23年6月14日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

特別管理産業廃棄物の種類

- 燃え殻 (ｶﾞﾙﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、砒素又はその化合物、セﾘﾝ又はその化合物、ﾀﾞｲｷﾞｼﾝ類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 汚泥 (水銀又はその化合物、ｶﾞﾙﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、砒素又はその化合物、ｼﾞﾝ化合物、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾚﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾞﾛﾍﾞﾝ、ﾌﾗﾑ、ｼﾞﾌﾞｼﾝ、ﾌｻﾞﾙﾝ、ベンゼン、セﾘﾝ又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾚﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾞﾛﾍﾞﾝ、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃酸 (水素ｲﾝ濃度指数 2.0 以下のもの、水銀又はその化合物、ｶﾞﾙﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、砒素又はその化合物、ｼﾞﾝ化合物、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾚﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾞﾛﾍﾞﾝ、ﾌﾗﾑ、ｼﾞﾌﾞｼﾝ、ﾌｻﾞﾙﾝ、ベンゼン、セﾘﾝ又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃ｱﾙｶﾘ (水素ｲﾝ濃度指数 12.5 以上のもの、水銀又はその化合物、ｶﾞﾙﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、砒素又はその化合物、ｼﾞﾝ化合物、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾚﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾞﾛﾍﾞﾝ、ﾌﾗﾑ、ｼﾞﾌﾞｼﾝ、ﾌｻﾞﾙﾝ、ベンゼン、セﾘﾝ又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 鉍さい (水銀又はその化合物、ｶﾞﾙﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、砒素又はその化合物、セﾘﾝ又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ばいじん (水銀又はその化合物、ｶﾞﾙﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾑ化合物、砒素又はその化合物、セﾘﾝ又はその化合物、ﾀﾞｲｷﾞｼﾝ類を含むことのみにより有害なものに限る。)

感染性産業廃棄物

廃石綿等

以上 9 種類